

第 12 回高知県豪雨災害対策推進本部会議

日 時：令和 6 年 5 月 13 日（月）11：30～12：00

場 所：本庁 2 階 第二応接室

次 第

1 あいさつ

2 議事

（１）風水害時における配備体制について

- 資料 1 台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン
風水害時における配備体制について
水防本部の体制について
風水害等における事前通行規制等について

（２）県内での流域治水の取組について

- 資料 2 洪水浸水想定区域の公表について
- 資料 3 雨水出水浸水想定区域の公表について
- 資料 4 高潮浸水想定区域の公表について

（３）要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

- 資料 5 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について
- 資料 6 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の取組

（４）高知県防災アプリの機能追加について

- 資料 7 高知県防災アプリの機能追加について

3 本部長指示

第12回 高知県豪雨災害対策推進本部会議 出席者名簿

	職名	氏名	出欠	備考
本部長	知事	濱田 省司	○	
副本部長	副知事	井上 浩之	○	
本部次長	危機管理部長	三浦 謙一	○	
本部長	理事・東京事務所長	前田 和彦	○	
	総合企画部長	松岡 孝和	○	
	総務部長	清水 敦	○	
	健康政策部長	中嶋 真琴	○	
	子ども・福祉政策部長	西森 裕哉	○	
	文化生活部長	池上 香	○	
	産業振興推進部長	合田 和穂	○	
	商工労働部長	岡田 忠明	○	
	観光振興スポーツ部長	小西 繁雄	○	
	農業振興部長	松村 晃充	×	【代理出席】 副部長 池上 隆章
	林業振興・環境部長	西村 光寿	○	
	水産振興部長	濱田 美和子	○	
	土木部長	荻野 宏之	×	【代理出席】 副部長 大野 栄一
	会計管理者会計管理局長	田村 敬子	○	
	公営企業局長	澤田 昌宏	○	
	教育長	長岡 幹泰	○	
	警察本部長	高清水 善弘	×	【代理出席】 警備部長 北村 昌巳
	地域防災監(幡多地域担当)	谷脇 久志	○	
	地域防災企画監(安芸地域担当)	池上 真二	○	
	地域防災企画監(中央東地域担当)	谷本 直文	○	
	地域防災企画監(中央西地域担当)	松井 伸一	○	
	地域防災企画監(須崎地域担当)	山下 智	○	
事務局	危機管理部 副部長(総括)	江淵 誠	○	
	危機管理部 副部長	国則 勝英	○	
	危機管理・防災課長	重森 哲也	○	
	〃 防災指導監	玉井 隆司	○	
	〃 危機管理指導監	宇賀 元紀	○	
	〃 課長補佐	小笠原 隆	○	
	〃 課長補佐(地域防災担当)	清水 勝司	○	

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.6.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある
(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する
(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R06.4.26
危機管理・防災課

資料1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)
3日前～ 72h前～	・台風が進路予想で本県に接近・上陸する可能性がある場合	準備	■ 情報収集・情報発信	1	○ 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				2	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼
				3		○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起			
			■ 事前準備	4	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認
				5	○ 配備体制の確認(配備要員の確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)
				6	○ 防災ヘリ、自衛隊への連絡	○ 水防資機材(大型土のう、ブルーシート等)の点検・補充	○ 【農業】ため池管理者に水位を低下させる事前放流について連絡			○ 【公営】治水協定による事前放流体制の確立
				7	○ 通信システム、情報連絡網等の再点検	○ 治水協定による事前放流体制の確立				
			■ 対応を確認	8	○ 知事と対応方針を協議(配備体制の設置時期等)	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける
2日前～ 48h前～	・台風が本県に上陸する進路予想となった場合 ・気象警報の発表 ・気象庁が緊急記者会見を開き、大雨への厳重な警戒を呼びかけた場合	災害予防	■ 情報収集・情報発信	9	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				10	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼
				11	○ 高知地方気象台が開催する台風説明会への参加	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける
				12	○ 台風説明会資料を市町村や関係機関等と共有し、要配慮者の早期避難など早めの対策を依頼	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼	○ 【総合企画】X(旧Twitter)等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信
				13	○ 動画による県民への啓発頻度を増		○ 【林業】太陽光発電設置事業者に、注意喚起を実施。また、事前対策を行うよう依頼			
				14	● 危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告
			■ 配備体制の確保	15	● 警報が発表された場合、職員参集メールを発信し、第1配備体制を確立	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)
				16	● 厳重な警戒が必要な場合、第2配備体制(警戒本部体制)に移行	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)
			■ 対応を確認	17	● 知事と対応方針を協議(本部体制への移行等)					○ 【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認
				18	● 災害対策本部体制に移行。各部へメールを発信し、災害対策本部体制を確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立
			■ 災害対策本部体制の確保	19	● 自衛隊や県警、気象台、日赤、市町村、消防本部、カウンターパート県に県の体制を連絡	● 気象警報発表等に合わせて、水防本部を設置		● 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応		● 【公安】本部、署ともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立
				20	● 災害の状況や緊急性に応じて、危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				21	● 各部に本部会議用の資料作成を依頼					
				22	● 知事の指示事項とメッセージを協議					
1日前～ 24h前～	・台風の影響が大きい進路となった場合 ・土砂災害警戒情報の発表 ●記録的短時間大雨情報の発表		■ 災害対策本部会議	23	● 第1回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				24	● 本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載					
				25	● 災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催					
			■ 情報収集・情報発信	26	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や防災機関などと共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				27	● 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○ 気象台と協議し、土砂災害警戒情報発表を検討		○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 各種行事開催や学校・施設等に対する注意喚起、中止・延期等の情報収集及び判断を実施	○ 各種行事開催に対する注意喚起、中止・延期等の判断を実施
				28	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
				29	○ ライフライン等に関する情報を収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認	○ 【林業】陸こうの閉鎖状況の確認	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 【総合企画】X(旧Twitter)等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行状況の確認
				30	● 線状降水帯の停滞(30分以上)や80mm以上の時間雨量、避難判断水位、土砂災害レベル3を観測した場合は市町村に連絡	○ 伸縮計観測状況の確認	○ 【林業】林業大学校の休校や森林公園など所管施設の閉鎖などについて検討	○ 【健康】EMISを警戒モードに切り替え		○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信
				31	● 市町村に災害対策本部体制の確保を働きかけ	○ 河川水位の確認	○ 【水産】定置網、養殖小割、市場施設の対策状況の確認	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼		● 【公安】本部、署ともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立
				32	● 状況に応じて、市町村に高齢者等避難や避難指示の発令を働きかけ	● 必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認				● 【公営】必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認
				33	● 気象状況等により、孤立や大規模災害が想定される市町村へ情報連絡員を派遣					○ 【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)
			■ 対応を確認	34	● 知事と対応方針を協議(知事からの指示事項等)			○ 【福祉】災害救助法適用の検討、国・市町村との調整	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○ 【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認
				35	○ 国や応急救助機関、ライフライン事業者などからのリエゾン派遣を受け入れ					○ 【公安】県の災害対策本部等にリエゾンの派遣を検討

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.6.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある
(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する
(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R06.4.26
危機管理・防災課

資料1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)
0h ・台風最接近・ ●ゲリラ豪雨発生・ ・災害発生	台風が接近・上陸し、暴風域へ・ ●大雨特別警報の発表等	応急対応	■災害対策本部会議	36	●第2回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				37	●本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載					
				38	●災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催					
			■情報収集・情報発信	39	●気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
				40	●土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
				41	●大きな災害が発生した市町村へ情報連絡員を派遣	●伸縮計観測状況の確認、河川水位の確認等	●【農業】市町村に緊急点検に該当するため池を連絡(大雨特別警報発表)。			●【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)
				42	●市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認	○ 【林業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認	○ 【健康】水道の断水被害等の確認・対応		●【公安】災害警備本部もしくは非常災害警備本部を設置し、被害状況に応じて人的・物的被害に関する情報収集活動を実施
				43	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					●【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				44	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認と関係機関等への周知	●【農業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認	○ 【健康】被害が甚大な場合は、EMISを災害モードに切り替え	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じて関係機関等へ周知
				45	○ 応急救助機関からのリエゾン派遣の受け入れ					○ 【中山間】生活用水供給施設の断水被害等の確認・対応
				46	●ライフライン等に関する情報を収集					○ 【中山間】各種公共交通機関の運行状況の確認
				47	●市町村に避難指示等の発令を働きかけ					○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信
				48	●消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告					
			■応急活動	49	●被害状況に応じて消防や警察等の応急救助機関と連携し、救助活動を実施			○ 【健康】被害が甚大な場合は、保健医療調整本部を設置		●【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施
			■対応を確認	50	●各種応援協定等に基づく応援要請の検討	○ TEC-FORCE派遣要請を検討		○ 【福祉】災害救助法適用の検討、国・市町村との調整 DPATの派遣要請を検討 【健康】DMAT等の派遣要請を検討	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	●【公安】必要に応じて、他県警に対する援助要求を検討
				51	●自衛隊への災害派遣要請を検討			○ 【福祉】市町村へ、要配慮者(避難行動要支援者)への対応状況を確認		○ 【公安】大規模災害発生地域に対する部隊員の派遣を検討
				52	●知事と対応方針を協議					○ 【観光】観光関連施設の臨時休館予定等を確認
				53	●配備要員に今後の配備予定を連絡					
				54	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
1日後～24h後～	・各種気象警報の解除		■災害対策本部会議	55	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ					
				■情報収集・情報発信	56	○気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
					57	○土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
					58	○市町村や情報連絡員から市町村の被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【健康】大きな被害が無ければ、EMISを通常モードに切り替え	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施
					59	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況等を確認	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施
					60	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査		○【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
					61	○行方不明者や安否不明者情報の公表の検討・実施		○【林業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認(現地確認)		○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じて関係機関等へ周知。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告
					62	○ライフライン等に関する情報を収集		○【農業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認		○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
					63	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告		○【林業】太陽光発電設置事業者から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告		○【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
					64					○【観光】旅館・ホテルや観光関連施設の被害状況及び旅館・ホテルのキャンセル状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)
			■応急活動	65	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動実施の検討	○道路啓開を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施	○【健康】必要に応じて、県内DMATに出動を要請 【福祉】必要に応じて、県内DPATに出動を要請 被害が甚大な場合は、厚生労働省にDPATの派遣を要請	○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施
				66	○応急救助機関の活動調整・拠点確保	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)	○【健康】被害が甚大な場合は、厚生労働省にDMATの派遣を要請		○【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				67	○ライフライン機関との調整			○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)		
				68	○孤立集落の対策を支援					
			■対応を確認	69	○市町村への支援を検討	○気象警報解除に伴い、状況に応じて水防本部を解除		○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動体制を検討
				70	○各種応援協定等に基づく応援要請の検討			○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信		
				71	○知事と対応方針を協議(復旧対策等)					
				72	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡					

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.6.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある
(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する
(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R06.4.26
危機管理・防災課

資料1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)
2日後～ 48h後～	※各種気象 注意報の 解除	応急対応・ 災害復旧	■ 災害対策本部会議	73	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				74	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ					
				75	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
				76	○ライフライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信		○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
				77	●関係機関(市町村や警察)からの人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況を確認	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)		○【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
				78	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施					○【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				79	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【林業】浸水被害が発生した際は、災害廃棄物仮置場の確保状況を確認			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告
				80			○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
				81						○【観光】旅館・ホテルや観光関連施設の被害状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)
			■ 応急活動等	82	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】林業大学校や森林公園など所管施設の簡易な災害の応急復旧を実施	○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や、災害危険箇所の現場確認を実施
				83	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施			○【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				84	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)			
			■ 対応を確認	85	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)					
				86	○知事と対応方針を協議			○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				87	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡			○【健康】甚大な被害が想定される場合には、発生遺体数の把握及び応援火葬場との連絡調整を開始。		
3日後～ 72h後～	※応急対応を本格化 、 ※災害復旧に着手		■ 災害対策本部会議	88	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				89	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ					
			■ 情報収集・情報発信	90	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
				91	○ライフライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
				92	●関係機関(市町村や警察)からの人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					○【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
				93	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○道路パトロールを実施	○【林業】人家裏等を優先した危険箇所の早期発見及び点検作業	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○【総務】県税の災害減免等の制度周知	○【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				94	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告
				95	○必要に応じて、特に被害の大きな市町村の首長に知事から電話					○【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
			■ 応急活動等	96	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
				97	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施	○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○【教育・文化】学校施設の応急復旧	○【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				98	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)			○【公営】所管する被災施設の復旧対応
				99	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)					
			■ 対応を確認	100	○被災者生活再建支援法の適用を検討	○仮設住宅に関する対応	○各種施設の復旧対策の支援	○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総務】被災市町村への職員派遣対応	○【商工】災害対策特別融資の検討
				101	○知事などの現地視察等を検討	○被災住宅の復旧支援	○被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○【教育・文化】必要に応じて学校・施設等への動員・派遣職員の調整・選定	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				102	○必要に応じて、政府調査団等の受入調整、要望書の作成		○【農業】ため池の復旧支援	○【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○【総務】防災に伴う予算措置	○【会計】高知県災害義援金受付の検討
				103	○自衛隊の災害派遣撤収時期の検討			○【健康】被災自治体への保健活動チームの応援派遣調整		
				104	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡					
			■ 災害対策本部の解散	106	○気象庁HPから今後の気象情報入手するとともに、市町村、情報連絡員、応急救助機関から避難情報や孤立などの被害情報を収集					
				107	○気象情報や被害状況に応じて災害対策本部を解散し、第2配備体制または第1配備体制に移行					
					※災害対策本部解散後については、豪雨災害対策推進本部会議において、応急対応・災害復旧の進捗確認等を行っていく					

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.6.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある
(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する
(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R06.4.26
危機管理・防災課

資料1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・中山間・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)
4日後 ～	※応急対応・災害復旧に着手	応急対応・災害復旧	■ 配備体制 状況に応じて災害対策本部を継続 ■ 情報収集・情報発信	108	○ 必要に応じて配備体制を継続(第2配備体制)	○ 動員体制(本部連絡員、風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【農・林・水】動員体制(本部連絡員)を確保 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保
				109	○ 必要に応じて配備体制を継続(第1配備体制)	○ 動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保			
				110	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告
				111	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供		○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
				112	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
				113	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施			○ 【福祉】災害援護資金の貸付等の周知	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				114	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告			○ 【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○ 【総務】寄付金の受入・調整	
				115	○ 知事などの現地視察					
				116	○ 政府調査団などの受入れ、要望書の提出					
			■ 応急活動等	117	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災所管施設の応急復旧開始。農地農業用施設の応急対策の実施を支援	○ 【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
				118	○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				119	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
				120	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
				121	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
			■ 対応を確認	122	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応。また、国・他都道府県からの職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
				123	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○ 【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				124	○ 必要に応じて、四国ブロック、中国ブロック、関西広域連合、全国知事会へ人的・物的支援を要請		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【総務】発災に伴う予算措置(予備費含む)	○ 【観光】風評被害への対応(観光訪問に支障がない旨の情報発信等)
				125	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き			○ 【健康】県外からの保健活動チームの派遣調整	○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施	○ 【会計】高知県災害義援金受付窓口の設置準備
				126	○ 必要に応じて、自家発電機を貸与					
2週間後 ～ 1ヶ月後	※応急対応・災害復旧を本格化	応急対応・災害復旧	■ 豪雨災害対策推進本部	127	○ 豪雨本部会議を開催し、応急活動の進捗状況及び今後の対応について確認	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告
				128	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)等の検証を行い、必要に応じてバージョンアップ	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告
				■ 情報収集・情報発信	129	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告
					130	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供	○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【中山間】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
					131	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施				○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
					132	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施			○ 【福祉】災害援護資金の貸付等の周知	○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
					133	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告				
					134	○ 政府や国会などの調査を受入、要望書の提出			○ 【総務】寄付金の受入・調整	
			■ 応急活動等(応急復旧)	135	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災箇所施設の応急復旧		○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
				136	○ 自衛隊の災害派遣撤収要請	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				137	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
				138	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
				139	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
			■ 対応を確認	140	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
				141	○ 住家被害認定業務業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				142	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援		○ 【総務】発災に伴う予算措置(予備費を含む)検討	○ 【観光】風評被害対策の検討
				143					○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施	
				144	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望

高知県災害対策本部規程における「風水害時等の配備基準及び動員体制」

(高知県災害対策本部規程より抜粋)

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第1 配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める 出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第2 配備 警戒本部体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3 配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4 配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域にわたる場合 ○被害規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	別表4 に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	別表4 に定められている分掌事務

(注1) 風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園上下水道課、港湾・海岸課

水防本部の編成

水防本部

統 監	知 事
副統監	副 知 事
本部長	土木部長
副本部長	土木部副本部長

班 名	構 成 課 名	任 務
総 務 班	土木政策課、技術管理課、用地対策課	土木施設災害対策用資材の確保 など
道 路 班	道路課	道路、橋梁等の水防、施設の応急復旧対策 など
河 川 砂 防 班	河川課、防災砂防課	河川、砂防施設等の水防、施設の応急復旧対策、水位情報等の伝達 など
港 湾 海 岸 班	港湾・海岸課、港湾振興課、漁港漁場課	港湾、漁港、海岸施設等の水防、施設の応急復旧対策、潮位等の伝達 など
都 市 班	都市計画課	都市施設の水防
下 水 道 班	公園上下水道課	都市排水施設の水防
建 築 班	建築課、建築指導課、住宅課	建築物の災害対策、応急仮設住宅の建築など

○ 水防1号と2号配備では、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の3班体制で本部を編成。
 ○ 3号配備以上となった場合は、7班全班体制。
 ○ 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の一部として編入され活動。

土木事務所等

水防管理団体（市町村）

災害現場

水防の発令基準、指令に応じた土木事務所等の配備人数

	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
警 備 体 制	- 水防本部設置 - 水防常備員の配置 - 水防団待機	- 水防団等出動準備 - 警察署の避難誘導警備の準備態勢	水防団等出動	水防団等関係機関の出動	地域全住民（危険区域内住居避難）
発 令 基 準	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がり、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	決壊、溢水等のおそれがあるとき	水防の限界を予測し、危険を判断したとき
状 況	県内の河川で水防団待機水位を超過 大雨や洪水、波浪などの警報や高潮注意報、津波注意報の発表 など	水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき 津波警報の発表	氾濫注意水位に達したとき 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき 大津波警報の発表	氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき	水防4号の状況ののち、河川海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき
土 木 事 務 所 等 の 配 備 人 数	3～6名程度	4～8名程度	5名から全員		

1. 事前通行規制

- 区間ごとに定める規制基準値を超える降雨が観測された場合、各土木事務所において通行規制を行う。
- 道路情報板等による通行規制、赤色灯による警告、関係機関等への連絡等を実施

種別	延長等	雨量基準
一般 国道	14区間 ΣL=134.6km	- 時間雨量40,50mm/h - 連続雨量200mm 
県道	71区間 ΣL=597.4km	- 時間雨量30~70mm/h - 連続雨量100~400mm - 風速、波高による規制区間あり（自転車道等）

※規制区間の詳細は、「高知県の道路2024」に記載

※規制解除は、無降雨が3時間継続し、かつパトロールで異常がなかった場合

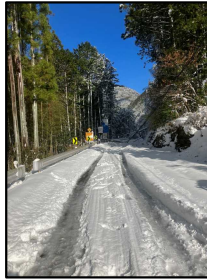
2. 災害・事故の発生

土砂災害や交通事故等による通行規制



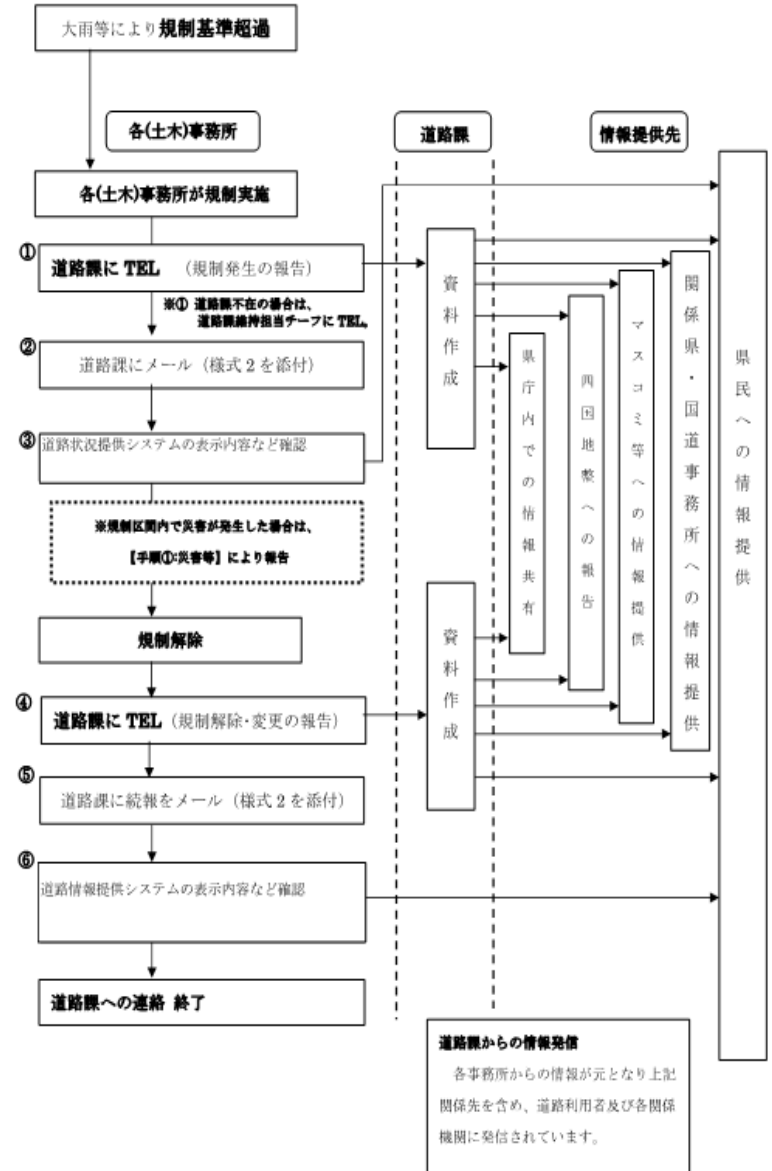
3. 積雪・路面凍結

大雪警報等の発令時



事前規制

【事前通行規制】道路通行規制 発生時の連絡体制フロー



①洪水浸水想定区域とは

想定し得る最大規模※の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」という。

※年超過確率 1 / 1,000以上の降雨

②法改正の概要

- (1) 平成27年 水防法改正
⇒ 氾濫した場合に大きな被害が発生する重要な河川(**洪水予報河川、水位周知河川**)で想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表が義務化
- (2) 平成30.12月「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」開催
⇒ 国に対し**ダム下流河川**における浸水想定図を直ちに作成するよう提言
- (3) 平成29年1月「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」開催
⇒ 国は、水位周知河川に指定されていない河川においても浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知するよう小委員会から答申
- (4) 令和3年水防法改正
⇒ 想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表の**義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川にまで拡充(約400河川)**

指定・公表後

【市町村】法第15条第1項、第3項

市町村地域防災計画への記載
(市町村防災会議が作成)

- ・ 水位情報等の伝達方法
- ・ 要配慮者施設等の名称及び所在地など

ハザードマップの作成

住民に周知

【要配慮者利用施設の管理者等】法第15条の3第1項、第3項

避難確保計画の作成

訓練の実施

④今後の取り組み(目標)

指定目標

令和7年度末までに洪水浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

⇒ 指定を受けた市町村

- ・ 市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定め、**10**とともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・ 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

③現状

(1) 洪水予報河川、水位周知河川

四万十川、仁淀川、物部川、鏡川、国分川、松田川、安芸川など10河川について、令和3年2月までに指定・公表完了。

(2) ダム下流河川

吉野川(早明浦ダム)、中筋川(中筋川ダム)、坂折川(桐見ダム)、香宗川・山北川(鎌井谷ダム)など11河川について、令和4年3月までに指定・公表完了。

(3)(4) 住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川

令和4年度

奈半利川、安田川、和食川、新莊川など13河川で指定・公表完了。

令和5年度

日下川、福良川、下ノ加江川など45河川で公表。

※ **R5年度末時点で58河川の指定・公表完了**

⇒ 渡川、吉野川、野根川、室津川、夜須川、香宗川、久礼川、蜷川、与市明川、三崎川水系など**245河川**で**区域図作成等の作業を実施**。

令和6年度

○昨年度作成した浸水想定区域図について、市町村等への説明を実施した上で指定・公表。

○残る106河川で、浸水想定区域図を作成予定。

※仁淀川水系(波介川他43河川)、国分川水系(領石川 他20河川)、鏡川水系(吉原川 他7河川)など

①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する**内水浸水想定区域**を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市 160mm/h、いの町 163mm/h）
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような**河川の堤防の決壊**、**河川からあふれた水による氾濫**を伴うものや、「津波」や「高潮」による**浸水**は含まない。

②法改正の概要

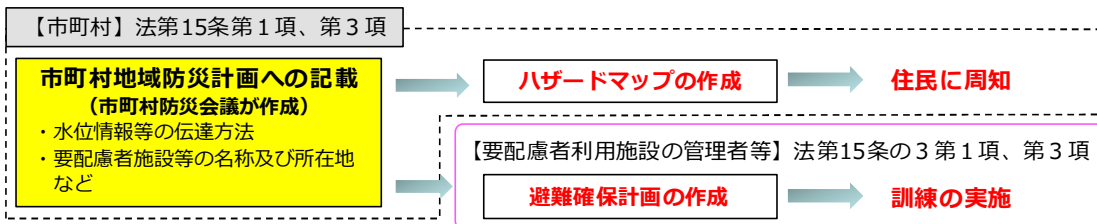
水防法の改正（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定・公表が義務化

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する地区での適用を想定した「水位周知下水道」
（改正後）上記に、「**雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設**」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している市町村（区域）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定・公表することが義務化

（県内対象市町村（11市町））
高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町



③現状と課題

現状

- 県内で、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成している市町は無い。（全国では、R5.3末時点で約1割(119団体)が作成済）
- 令和5年度末時点で、4市町※が想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図の作成中。
※高知市、香美市、いの町、須崎市
- 令和6年度は、上記の4市町に加え、5市町※が着手予定。
※安芸市、南国市、四万十町、越知町、中土佐町

これまでの県の取組み

令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。

- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

④今後の取り組み（目標）

指定目標

令和7年度末までに雨水出水浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

⇒指定をした市町村

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定め、**1**とともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

①高潮浸水想定区域とは

想定し得る最大規模^(※)の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」という。

※室戸台風相当の中心気圧(900hPa)、伊勢湾台風相当の半径(75km)・移動速度(時速73km)の台風が、様々なコースで接近することを想定

②法改正の概要

法改正の概要

平成27年5月の水防法改正により、高潮に係る浸水想定区域を指定・公表することが義務化。

指定・公表後

【市町村】法第15条第1項、第3項

市町村地域防災計画への記載
(市町村防災会議が作成)

- ・水位情報等の伝達方法
- ・要配慮者施設等の名称及び所在地など

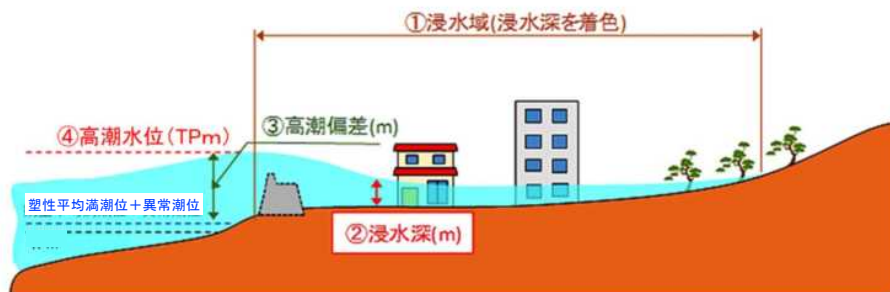
ハザードマップの作成

住民に周知

【要配慮者利用施設の管理者等】法第15条の3第1項、第3項

避難確保計画の作成

訓練の実施



③現状と他県での取組み

現状

国の手引きの策定や先進県の指定の状況を踏まえて、**令和3年度から作業を実施中。**

- ・基礎検討業務 (R3完了)
- ・予備検討業務 (R4完了)
- ・高潮浸水想定区域図作成業務 (R5～6予定)
- ・高潮特別警戒水位設定業務 (R7予定)

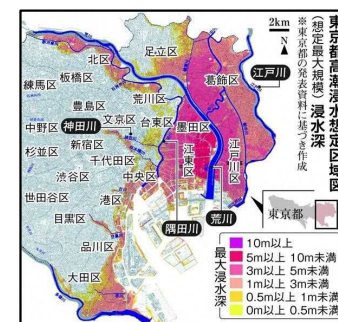


台風経路の設定イメージ

他県での取組み

海面に面する39都道府県のうち、18都道府県が指定済み、5県が公表のみ
(※参考：四国の指定状況)

- 徳島県(R2.9)
- 香川県(R3.5)
- 愛媛県(R4.5)



高潮浸水想定区域図

④今後の取り組み(目標)

指定目標

令和7年度末までに高潮浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

⇒指定を受けた市町村

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、高潮ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

① 浸水想定区域内にある施設（水防法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R6.3.31	1,355	1,262	93.1%	1,143	90.6%	897	71.1%
(R5.9.30)	(1,327)	(1,210)	(91.2%)	(1,136)	(93.9%)	(164)	(13.6%)

② 土砂災害警戒区域内にある施設（土砂災害防止法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R6.3.31	635	631	99.4%	616	97.6%	462	73.2%
(R5.9.30)	(619)	(603)	(97.4%)	(598)	(99.2%)	(224)	(37.1%)

③ 上記①、②のうち浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域にある施設

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R6.3.31	136	113	83.1%	101	89.4%	79	69.9%
(R5.9.30)	(122)	(85)	(69.7%)	(81)	(95.3%)	(17)	(20.0%)

④ 重複を除く施設全体（④＝①＋②－③）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R6.3.31	1,854	1,780	96.0%	1,658	93.1%	1,280	71.9%
(R5.9.30)	(1,824)	(1,728)	(94.7%)	(1,653)	(95.7%)	(371)	(21.5%)

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【進捗評価（凡例）】

S：進捗率 100%

A：進捗率 90%以上 100%未満

B：進捗率 75%以上 90%未満

C：進捗率 60%以上 75%未満

D：進捗率 60%未満

資料6

令和 6 年 3 月末時点

部 局	令和 6 年 3 月までの取組	令和 6 年 4 月以降の取組
危機管理部	○これまでの取組（対象：市町村） ・令和 2 年 7 月 16 日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出） ・令和 3 年 6 月 10 日に開催された公的備蓄検討会において、市町村に対して施設の地域防災計画への位置づけ、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼 ・令和 3 年 7 月 14 日に市町村説明会を開催。年度中に行う地域防災計画の修正時に施設を位置付けてもらうよう依頼 ・令和 4 年 5 月 23 日付け文書で、各市町村あてに施設の地域防災計画への位置付けについて再周知 ・令和 5 年度に新たに浸水想定区域図を公表する市町村を、土木部（河川課）とともに訪問し、新たに浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設について、地域防災計画の修正時に位置付けてもらうよう依頼。 ○市町村地域防災計画位置付け状況 【水防法】 〔R5.9 月末〕 91.2%（1,210 施設/1,327 施設）→〔R6.3 月末〕 93.1%（1,262 施設/1,355 施設） 【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 97.4%（603 施設/619 施設）→〔R6.3 月末〕 99.4%（631 施設/635 施設）	・引き続き、市町村に対して、地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を位置付けてもらうよう依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼
	計画作成に向けた 取組の進捗評価	
	A	

部 局	令和 6 年 3 月までの取組	令和 6 年 4 月以降の取組	
土木部	○これまでの取組（対象：市町村、要配慮者利用施設） ・平成 29 年 6 月に水防法・土砂災害防止法が改正。要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、施設管理者向けの説明会を開催 ・県の HP に、計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載 ・水防法・土砂災害防止法に基づく対象施設の計画作成状況についてフォローアップを実施（取りまとめ結果及び国 HP での公表について関係各課と情報共有） ・令和 3 年 10 月 7 日付け文書で各市町村あてに、改めて今年度中の計画作成完了に向けた取組について、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼（河川課と防災砂防課連名で発出） ・計画作成が進んでいない市町村を訪問し、施設関係担当者とともに、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼 ・高知市で計画が未作成の施設を対象に説明会を実施 ・令和 4 年 4 月 12 日付け文書で市町村あてに、国土交通省が作成した「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改訂を施設管理者に直接周知を行い、計画の充実と避難の実効性確保の取り組みを依頼（土木部と危機管理部連名） ・令和 5 年 7 月に新たに浸水想定区域図を公表する市町村を訪問し、計画の事例や様式等を掲載している国 HP を紹介。公表に伴い新たに計画策定の必要となる施設への働きかけを依頼。 ・計画策定が進んでいない市を訪問し、策定にあった課題等についてヒアリング。他の市町村の施設で策定している計画の事例を提供し、計画策定の必要となる施設への働きかけを依頼。 ○避難確保計画作成状況 【水防法】 〔R5.9 月末〕 93.9%（1,136 施設/1,210 施設）→〔R6.3 月末〕 90.6%（1,143 施設/1,262 施設） 【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 99.2%（598 施設/603 施設）→〔R6.3 月末〕 97.6%（616 施設/631 施設） ○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計） 【水防法】 〔R5.9 月末〕 13.6%（164 施設/1,210 施設）→〔R6.3 月末〕 71.1%（897 施設/1,262 施設） 【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 37.1%（224 施設/603 施設）→〔R6.3 月末〕 73.2%（462 施設/631 施設）	・引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。	
	<table><tr><td>計画作成に向けた 取組の進捗評価</td></tr><tr><td>A</td></tr></table>	計画作成に向けた 取組の進捗評価	A
計画作成に向けた 取組の進捗評価			
A			

部 局	令和 6 年 3 月までの取組	令和 6 年 4 月以降の取組																																												
健康政策部	○これまでの取組（対象：病院、有床診療所等） <table><tr><td></td><td colspan="3">R5.9時点</td><td colspan="3">R6.3時点</td><td colspan="2">廃止等による増減</td></tr><tr><td>位置づけ</td><td>計画作成</td><td>未作成</td><td>位置づけ</td><td>計画作成</td><td>未作成</td><td>位置づけ</td><td>計画作成</td></tr><tr><td>水防法</td><td>140</td><td>103</td><td>37</td><td>136</td><td>102</td><td>34</td><td>△ 4</td><td>△ 1</td></tr><tr><td>土砂災害防止法</td><td>73</td><td>73</td><td>0</td><td>72</td><td>72</td><td>0</td><td>△ 1</td><td>△ 1</td></tr><tr><td>計</td><td>213</td><td>176</td><td>37</td><td>208</td><td>174</td><td>34</td><td>△ 5</td><td>△ 2</td></tr></table> - 位置付けが行われた病院に対し、病院事務長会や立入検査において避難確保計画の作成義務を周知し、計画の作成と訓練実施を依頼 - 病院及び有床診療所にアンケート調査を実施し、避難確保計画の策定義務を周知するとともに、策定計画を調査		R5.9時点			R6.3時点			廃止等による増減		位置づけ	計画作成	未作成	位置づけ	計画作成	未作成	位置づけ	計画作成	水防法	140	103	37	136	102	34	△ 4	△ 1	土砂災害防止法	73	73	0	72	72	0	△ 1	△ 1	計	213	176	37	208	174	34	△ 5	△ 2	病院及有床診療所を対象にしたアンケートの回答内容確認時に、避難確保計画の策定義務を周知
		R5.9時点			R6.3時点			廃止等による増減																																						
	位置づけ	計画作成	未作成	位置づけ	計画作成	未作成	位置づけ	計画作成																																						
	水防法	140	103	37	136	102	34	△ 4	△ 1																																					
	土砂災害防止法	73	73	0	72	72	0	△ 1	△ 1																																					
計	213	176	37	208	174	34	△ 5	△ 2																																						
○避難確保計画策定状況																																														
【水防法】 〔R5.9 月末〕 73.5％（103 施設/140 施設）→〔R6.3 月末〕 75.0％（102 施設/136 施設）	計画作成に向けた 取組の進捗評価																																													
【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 100％（73 施設/73 施設）→〔R6.3 月末〕 100％（72 施設/72 施設）	B																																													
子ども・福祉政策部	○これまでの取組（対象：老人福祉施設、障害者支援施設等） 【水防法】 - R5 年 9 月末に未作成であった 1 施設の作成が完了 未作成：1 施設 → 全施設作成 【土砂災害防止法】 - 新たに土砂災害警戒区域に指定された 1 施設が計画未作成 未作成：1 施設	- 未作成の 1 施設について、今後とも市町村を通じ状況を確認し作成に向けた支援を行っていく - 計画に基づいた訓練の実施																																												
	○避難確保計画策定状況																																													
	【水防法】 〔R5.9 月末〕 99.8％（615 施設/616 施設）→〔R6.3 月末〕 100％（595 施設/595 施設）		計画作成に向けた 取組の進捗評価																																											
	【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 100％（236 施設/236 施設）→〔R6.3 月末〕 99.6％（237 施設/238 施設）		A																																											

部 局	令和 6 年 3 月までの取組	令和 6 年 4 月以降の取組
文化生活部	○これまでの取組（対象：県内の私立学校） ・市町村の地域防災計画に位置づけられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の作成を依頼 ○避難確保計画作成状況 【水防法】※施設数の追加等なし 〔R5.3 月末〕 100%（13 校／13 校）→〔R6.3 月末〕 100%（13 校／13 校） 【土砂災害防止法】※施設数の追加等なし 〔R5.3 月末〕 100%（10 校／10 校）→〔R6.3 月末〕 100%（10 校／10 校）	・計画に基づいた訓練の実施と、市町村への訓練結果の報告を依頼
教育委員会	○これまでの取組（対象：学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室） <学校> ・避難確保計画の作成ができていない学校を所管する市町村教育委員会に計画の作成を依頼 <保育所、幼稚園、認定こども園> ・避難確保計画の作成ができていない保育所、幼稚園、認定こども園を所管する市町村教育委員会に計画の作成を依頼 <放課後児童クラブ、放課後子ども教室> ・避難確保計画の作成ができていない放課後児童クラブ、放課後子ども教室を所管する市町村教育委員会に計画の作成を依頼 ○避難確保計画作成状況 【水防法】 〔R5.9 月末〕 97.0%（322 施設/332 施設）→〔R6.3 月末〕 94.8%（349 施設/368 施設） ※市町村地域防災計画の見直しにより施設数が増（332 施設→368 施設） ※避難確保計画が提出できていない 19 施設は今後作成 【土砂災害防止法】 〔R5.9 月末〕 100%（249 施設/249 施設）→〔R6.3 月末〕 98.2%（268 施設/273 施設） ※市町村地域防災計画の見直しにより施設数が増（249 施設→273 施設） ※避難確保計画が提出できていない 5 施設は今後作成	・避難確保計画を作成できていない施設については、市町村教育委員会を通じて避難確保計画の作成と訓練の実施を行うよう働きかけていく。 ・避難確保計画を作成済みの施設については、引き続き、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。

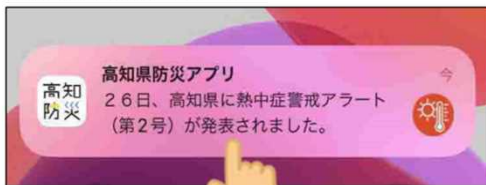
高知県防災アプリ

令和5年度実施

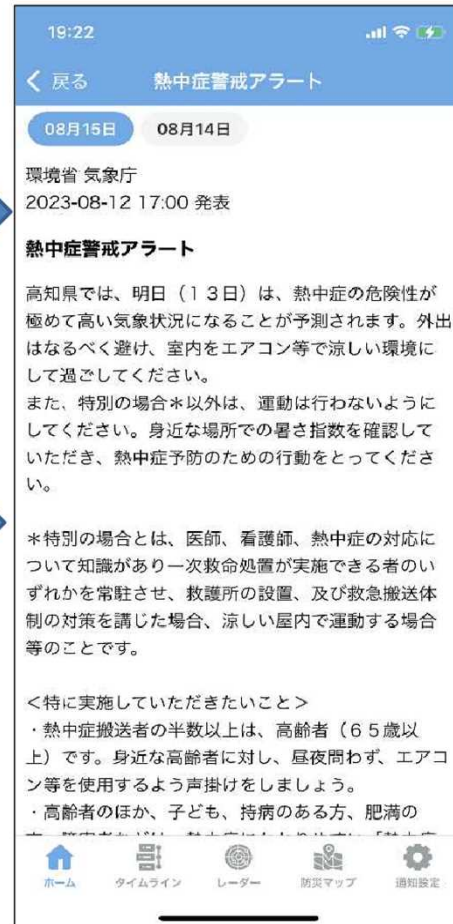
令和5年度実施

○プッシュ通知機能に熱中症警戒アラートを追加

■プッシュ通知イメージ



■ホーム画面

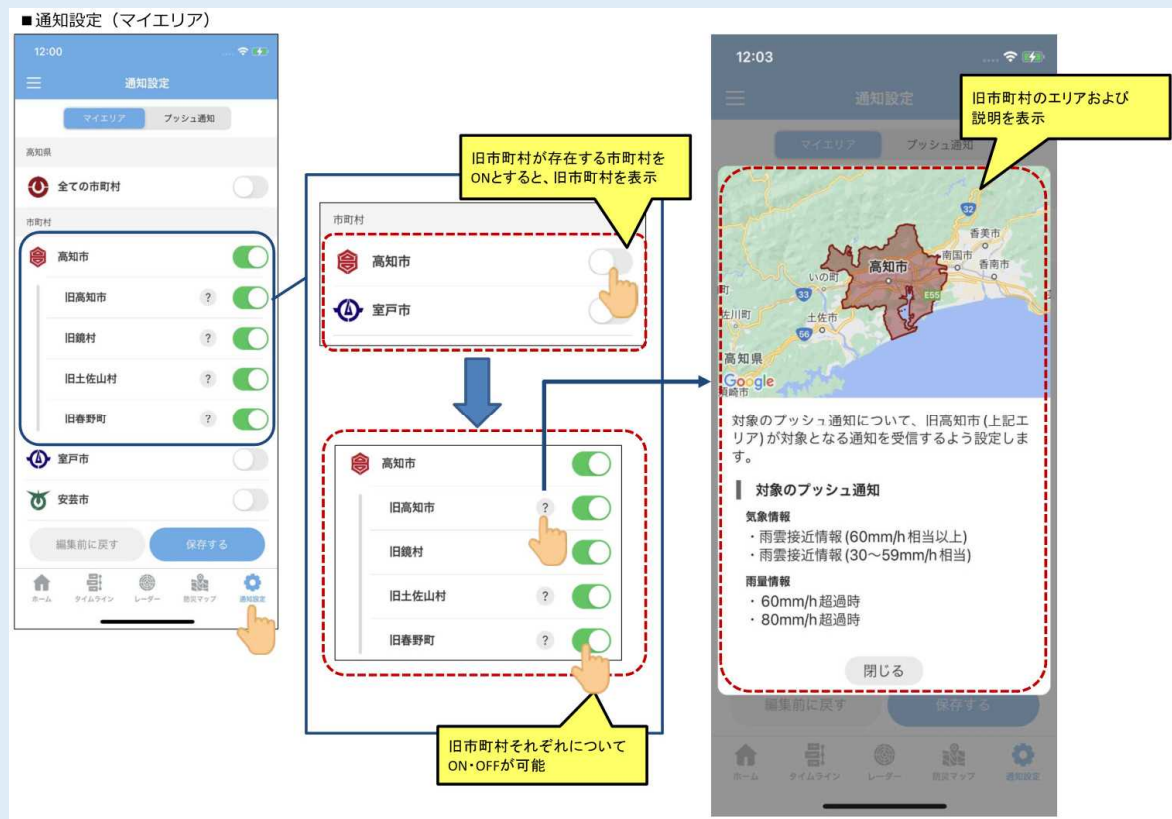


○防災マップに津波災害警報区域(イエローゾーン)を追加



令和5年度実施

○雨雲接近情報のプッシュ通知の対象エリアを細分化



令和5年度実施 (普及啓発)

○操作説明動画 (手話通訳版) を作成



(障害福祉課が実施)

令和5年度 その他の改修

- インストール時のアンケート項目の追加
- 最新バージョンへのアップデート通知機能を追加
- 高知県ホームページの記事の表示
- 多言語対応 (英語、中国語 [簡体字・繁体字]、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語)

令和6年度 実施予定

- 聴覚障害のある方がより気づきやすくなるよう、プッシュ通知の再送機能を追加
- 家族や友人の安否確認のため、プッシュ通知の既読状況を確認できる機能を追加
- 今後公表される浸水想定区域を防災マップに追加